

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しております。質の高い診療を実施するために、薬剤情報・特定健診情報・その他十分な情報を取得し、活用して診療を行うよう努めております（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）。

そのため、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

【初診時】

加算 1 (4 点)	<ul style="list-style-type: none">・従来の保険証を利用した場合・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合・マイナ保険証が破損して利用できない場合・マイナ保険証を忘れた場合
加算 2 (2 点)	<ul style="list-style-type: none">・マイナ保険証を利用し、医療情報提供に同意を得られる場合

* ご不明な点は、受付へお問合せください。

2024 年 4 月 11 日
平井歯科医院 院長